ふたたび 東芝に差別是正を命



神奈川県労委 第2次申立 勝利命令報告集会 (2006年10月25日) 東芝は申立人と差別是正社長申し入れ者・100名の差別を是正しつぐなえ 東芝は労働委員会命令を履行し、ただちに争議の全面一括解決をはかれ

回の命令をすみやかに履行

東芝には、

べき社会的責任が課せら

争議を一日も早く解決

者の権利を回復し、 差別によって奪われ れています。 東芝に対し永年に

援をお願い致します。 争議の全面一括解決を実現 を強く要求するとともに、 是正と償いをおこなうこと 差別の た労働 わたる

検索のキーワードは「東芝の職場」 //www.kki.ne.jp/akaruku-tsb

東芝の職場を明るくする会 〇四年の中労委命令に |続く今

会 長

申立人らを「問題者」として排除し 組合活動の弱体化を意図して、差別扱いをし てきたのは、不当労働行為である。

した組合支配介入は、不当労働行為である。

- 差別を是正せよ(現職及び定年者を主務・作 業長等の役職にあった者として扱うこと)。
- 年率5分相当額を加算して支払うこと。
- 保障すること。

令

組織「東芝扇会 = 自己啓発の会」を活用

申立人の賃金、資格、等級、役職の

東芝は、是正後の賃金・賞与の格差相当額に

東芝は、縦1m、横1.5mの白紙に記載した 謝罪文を本社と各工場入口に掲示して他の従 業員にも周知し、組合活動の自由を具体的に

> 不当労働 東芝は命 弁護団 令を真摯 岩村智文 をあ に受け らため め

県労委命令は、 公安警察と一体になっ 西村隆雄 堀沢茂 星山輝男 菊地哲也 根岸義道 渡辺登代美 神原元 星野秀紀 佐藤正和 た東

労委命令(01年)、

中労委命令(04年)

に続

く労働者側の三連続の勝利命令です。

全国の皆さん

ありがとうございました。

した。

命じる「不当労働行為救済命令」を交付しま

今回の命令は、第一次申立の神奈川地

一次申立人の請求を認め、

十月二十五日、

神奈川県労働委員会は、

東芝に差別是正を

芝の違法な労務管理と差別行為を、 法第7条違反の不当労働行為として厳しく断 しました。 この命令は、 東芝が組合活動の弱体化をね 労働組合

む差別是正を命じています。 らってインフォー ことは、 **満であった」ことを理由に請求を棄却** 者との格差が不明」「出勤率が一○○%未 差別してきたことを認定し、 に支配介入し、 東芝は、三度にわたる命令を真摯にうけ て、 直ちに命令を履行すべきです。 「 職種変更により比較すべき対象 きわめて不当であります。 申立人らの賃金・ マル組織を育成して組合 役職任用を含 しかし二名に 資格等を

卓引を是正し、つぐなえ東芝は社会的責任を果たし

東芝争議支援共闘会議代表委員 菊谷節夫 (神奈川 労連)

東京地評)

後藤道夫(都留文科大教授) (みえ労連

中山森夫 安井彦光 福田秀俊 江口光政

議支援共闘会議・東芝の職場を明

(愛労連)

(埼労連)

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会 川崎市幸区塚越2-225 安伸じん 〒212-0024 Tel & Fax: 044-533-1408

2006年10月